

受講申請前必読

相談支援従事者初任者研修留意事項

標記研修受講申請は、電子申請システムのみで受け付けており、郵送、電話、FAX、対面会話、電子メール等での申請は一切受け付けません。

電子申請に慣れていない場合、申請作業に手間取ることも予想されます。この文書と実施要項を熟読の上、十分な準備をした上、日にちと時間に余裕をもって締め切り日までに申請してください。

別紙「初任者研修受講申請時確認書（要添付）」をお手元にご用意くださり、この文書を読みながら確認したら、初任者研修受講申請時確認書（要添付）の□にチェックを入れてください。

☑が入った初任者研修受講申請時確認書（要添付）は、受講申請時に添付する必要がありますので、スキャンもしくは写真撮影を行い、PDFやJPEG等の形式で保存しご用意ください。

1 ご自身が対象者であるかの確認

☐香川県内の相談支援事業所に勤務（予定含む）している。

本研修は、香川県内の相談支援事業所に勤務もしくはその予定がある方のみを対象とします。

☐全ての研修課程に参加できる。

本研修は法定研修となりますので、実習含め全ての課程への参加が必須です。

次の場合には研修参加ができていないとして原則修了証書の発行はいたしません。

- ①講義1は事務局が各受講者の視聴時間をモニターします。視聴時間が極端に短い場合や逆に極端に長い場合は、視聴できていないと判断します。
- ②対面式である講義2・演習日においては、欠席は無論のこと、遅刻・早退・電話対応による離席等の時間を厳密にチェックします。前記の行動が1日において通算30分以上あった場合には研修に参加できていないと判断します。

□講義 1 レポート・研修課題を提出できる。

受講決定がなされた場合は、講義 1 レポート・研修課題の提出をもとめます。

講義 1 レポートは指定の様式に手書きで書いていただき、郵送にて提出していただきます。各項目に空白・極端に短い記載・不適切な内容があった場合には講義 1 を視聴できていないと判断し、原則修了証書の発行はいたしません。

研修課題は事業所の所在地の自治体の情報の調査、ご自身が担当する（もしくは担当者面接に同行した）ケースにおいて、ご本人と複数回の面接を行い、ご本人の了解を得て事例として指定された様式にまとめて、所属長の確認印を得たもの等です。提出可能なケースをお持ちでない方は受講できません。

演習と演習の間には 2 回の実習があり、実習中に課せられた課題を提出することも修了要件の一つです。

これらの課題について、締め切りまでに指定された形式で提出することができない場合は修了証書を発行いたしかねます。

□相談支援専門員の配置要件（任用資格）について理解した。

相談支援専門員の配置要件（任用資格）を満たすためには本研修受講修了と実務経験を満たすという二つの要件が必要ですが、研修受講は実務経験を満たしていなくとも相談支援業務を行いたい方ならば受講が可能です。（ただし実施要項にある対象者に該当することが必要。）

□任意の実務経験申告書提出について理解した。

実務経験申告書の提出は任意です。実務経験申告書を提出していただいた場合には、より効果的な演習ができるように演習グループ編成の際に参考にさせていただきます。

また申請数が定員を超過した場合には、研修修了後により早く相談支援専門員の実務を担っていただける方を選考できるように参考にさせていただきます。

自らの申告だけでなく、所属長が「厚生労働省が示している実務経験」を満たしていると判断し証明できる場合は、所属長が直筆で証明することもできます。なお当園は研修受付窓口であり「厚生労働省が示している実務経験」について判断する立場にありません。お問い合わせは指定権者へお願いします。

□相談支援専門員の資格継続について理解した。

相談支援専門員は「初任者研修修了翌年度から 5 年間に一回以上現任研修（主任研修を含む。）を受講し修了するサイクル」を繰り返すことで、その資格が継続します。

令和 8 年度に初任者研修を修了し、相談支援専門員の配置要件である初任者研修修了と必要な実務経験を満たすことで令和 13 年度末まで相談支援専門員として配置が可能となります。令和 14 年度以降もその資格を継続したい場合には令和 13 年度末

までに現任研修受講修了が必要となり、現任研修を受講する場合は受講する現任研修開講日前 5 年間に 2 年以上の相談の実務経験が受講要件となります。

したがって、現制度下においては、令和 14 年度以降も相談支援専門員として配置されるためには相談支援事業所での相談支援実務を必ず行わなければなりません。

初任研を修了しても、相談支援事業所へ勤務する予定がなければ、せっかく取得した資格も令和 13 年度末で失効します。

□障害福祉サービスについての基本知識を有する。

演習においては障害福祉サービスの専門用語が飛び交います。基本的な知識がなければ演習での議論参加が難しくなります。各自で基本知識を得てからの研修参加が必要となります。

□積極的に研修に参加する。

本研修は法定研修です。漫然と研修に参加することは認められませんし、講師等の指示にも従っていただきます。また他の受講者の受講を妨げる行為も禁止いたします。

相談支援専門員はご本人との面接・関係機関との連絡調整や会議等傾聴や発言の機会が非常に多く、そのスキルが重要となる職業です。

研修に積極的に参加し、演習・実習において適切な発言をすることで、相談支援専門員としてのスキルを自ら高める研修としてください。

2 電子申請前準備の確認

□修了証書に記載する氏名の確認をした。

研修を修了した場合に、県知事名で修了証書を発行します。電子申請時にご自身で入力された氏名がそのまま証書に記載されます。この証書は指定権者から提出を求められた場合に必要ですが、記載された氏名が戸籍の漢字と異なる場合、トラブルが生じる可能性もありますのでご注意ください。

過去の例では、「姓に使用されている漢字が難しいので、普段は簡単な漢字を使っていて、そのまま電子申請を行った」「電子申請に姓に使用されている難しい漢字が入力できなかったので、簡単な漢字を使って申請した」ため、証書に異なる漢字の氏名が記載されてしまったことがあります。また申請後に姓が変わったが、事務局に伝えるのが煩わしかったので旧姓で研修受講したため、証書も旧姓で発行されたこともありました。

正しい漢字が記載された証書を再発行することも可能ですが、提出していただく書類も多く、申請事務が煩雑になります。

電子申請時に氏名に使用する漢字が戸籍と同じであることを確認してください。

申請にお使いの機種によっては難しい漢字が入力できない場合があります。電子申請フォームにあるとおり、入力は簡単な漢字で行い、備考欄に「へん」「つくり」等部

首の説明を入れてください。

また申請後に改姓があった場合や研修最終日までに改姓の予定がある場合は、速やかに事務局にお知らせください。

□メールアドレス等の準備の確認をした。

電子申請に入力された連絡先メールアドレスの不備でトラブルが発生しています。

電子申請画面の最初に出てくる利用登録をしない方がスムーズに作業ができるようです。

①事業所の代表メールを使用して複数の方が受講申請した

この電子申請システムでは一つの申請につき一つのメールアドレスが必要です。個人のメールアドレスを使用したくないと事業所の代表メールを使用された場合、たとえ現任研修は事業所でお一人の申請だとしても、初任者研修や部分受講の申請時にそのメールアドレスを使用すると事業所の他の方の申請受付ができない場合がありますし、e ラーニング受講に必要な ID・パスワード発行ができない場合があります、他の方にご迷惑をおかけすることになります。

②事業所代表メールアドレスを使用したので、送信されたメールを見ていない

事業所代表メールアドレスを使用したため、お送りした通知メールが他の業務メールに紛れてメールが送られてきたこと自体も知らなかったということがありました。

また研修に関する緊急な事務連絡・重要な変更連絡をした際に、仕事が休みの日が続いたため事業所宛のメールを読めておらず、対応できなかったという例もありました。

申請時に入力されたメールアドレスは、申請受付完了通知・受講可否決定通知・受講に必要な ID パスワード発行通知・その他研修に関する周知を送信することのみに使用しますので、個人のメールアドレスを入力されても大丈夫です。

また研修に関する緊急な事務連絡・重要な変更連絡をする場合もあり、すぐに内容を確認できるように、職場でしか見ることができないような事業所メールではなく、受信したら即座に確認できる個人のメールアドレスが望ましいです。

③メールアドレスを誤って入力した

メールアドレスを間違えて入力される方も多いです。「m」「n」「h」や「i」「j」や「1」「l」といったよく似た字の誤り、「co」「ne」の使用の勘違い、大文字小文字の間違いがよくあった間違いです。ご自身のメールアドレスを再度ご確認ください。

④迷惑メール防止対策をしていて、通知メールがはじかれた

このトラブルも多く、非常に困っております。

ご自身のメールを受信する通信機器を再度ご確認ください、申請前から研修が終了する期間、迷惑メール防止対策を解除していただくか、次のドメインの受信ができる対応をお願いします。

「@apply.e-tumo.jp」

「@s-kantan.com」

「@pref.kagawa.lg.jp」

「@kagawa-midorien.com」

なお、業者の仕様によって上記以外のドメインからメールを送信する場合があります。その際には川部みどり園ホームページに掲載するとともに、上記のドメインを使用したメールで追加ドメインをお伝えしますので、皆様の方で対応ください。

申請受付時に自動送信される「申請受付完了通知メール」には申請時に入力された「氏名」「生年月日」が記載されています。事業所の方が代理申請された場合に入力ミスが多いようですし、ご自身で申請された方の中にも些細な間違いがあった例もあります。必ずそのメール内容を確認していただき、誤りがあれば、ただちに事務局へ連絡してください。

□申請期間の確認をした。

必ず期間内に申請を行ってください。

申請期間は令和8年9月2日（水）午前9時～令和8年9月15日（火）午後5時までとなっております。この時間を過ぎますと、システム上、いかなる理由があっても新たな申請の受付は不可能となります。

不慣れな電子申請で時間がかかったり、何回もやり直され申請完了に何日もかかった方も多いようです。日にちや時間に余裕をもった申請作業をお願いします。

またパソコンを使用して申請したが、うまくいかずスマートフォンで申請したらすぐできたという方もいらっしゃいます。申請ができない場合は他の機器で試すことができるよう十分余裕をもって申請を始めることをお勧めします。

□申請内容の確認をした。

申請入力には時間制限があり、ログイン後記載する内容を調べているうちに時間が経過し、再ログインしなければならなくなったという例が複数ありました。

そのため概ねの記入項目を予めお伝えいたしますので、事前にご準備ください。

受講申請時確認書の添付、氏名、旧字体等氏名の備考、性別、生年月日、緊急連絡先現在の勤務状況、現在の勤務先事業所情報（住所電話番号事業種別等）、勤務予定先の事業所情報（住所電話番号事業種別等）、居住地住所、受講理由、新規開設の場合の情報、過去の受講状況、受講者情報提供、申請者の状況、要配慮事項

□申請時添付書類を用意した。

申請時に添付が必要な書類があります。事前にスキャンやスマートフォン等での写真撮影を行い、PDF形式 JPEG形式 TIF形式 PNG形式等で保存しご用意ください。

なお、画素数が小さい場合字がつぶれて読めない場合がありますので、判読可能な確認の上、保存してください。

申請添付書類

(全員)

初任者研修受講申請時確認書 (要添付)

(任意)

実務経験申告書

3 受講決定についての確認

□受講決定について確認をした。

受講決定は事務局が行い、電子申請時に入力したメールアドレスに電子メールで9月25日までに通知(受講可否決定通知メール)を行います。電子申請をした時点で送付される申請受付完了メールは受講決定ではありませんので、ご注意ください。

申請者数が定員42名を超過した場合には、事務局が選考調整をした上で、受講の可否を行います。

なお、受講可否の理由については明らかにしませんので、ご了解の上申請を行ってください。

4 講義1(eラーニング)視聴についての確認

□eラーニング視聴について確認をした。

受講決定がなされた場合、講義1(eラーニング)は各自で視聴することとなります。

10月13日(火)午前9時~10月28日(水)午後5時を講義1の開講期間とします。開講期間内でしたら、インターネットに接続いただければいつでも視聴できますし、途中中断し、時間をおいて続きからの視聴もできます。ただし、視聴期間が終了すると視聴が不可能となります。

eラーニングを視聴する環境(インターネットに接続し、計11時間の動画の視聴ができる物理的環境)は受講者ご自身で用意してください。

eラーニングを視聴するためのIDパスワードは、受講決定通知を送信後、遅くとも10月6日までに送信します。迷惑メール防止対策解除もしくは上記2④で示したドメインを受信できる設定をしてください。

eラーニングを視聴後は指定された期日までに、所定の様式でのレポートの提出が必要です。レポートは、手書きで記入の上、提出としております。何らかのご事情で手書きでの記入が不可能な場合は、電子申請時に申し出を行い、受講決定後に事務局へご相談ください。

□テキストの購入について確認をした。

受講決定がなされた場合、講義1(eラーニング)視聴に必要なテキスト(令和8年

度は定価 3,850 円) は各自で準備することとなります。なお、テキストは令和 7 年 2 月に改訂されています。事業所で古いテキストをお持ちの場合でも、新たにご購入をお願いします。

e ラーニングが始まる 10 月 13 日までにご用意ください。業者へ発注してからテキストがお手元に届くまで 2 週間程度必要とされていますので、受講決定通知が届き次第すぐに購入手続きをすることをお勧めします。

購入手続きに必要な業者への注文フォームは川部みどり園のホームページに掲載しますので、そこからダウンロードしてください。

テキストの内容については注文フォームに記載されている業者に直接お問い合わせください。

以上の内容について理解された場合は別紙の「初任者研修受講申請時確認書（要添付）」の各項目にチェックを入れて署名してください。

その上で署名した別紙「初任者研修受講申請時確認書（要添付）」を電子申請に添付できる形式で保存しておいてください。